

パソナハートフル チケット約款

第1条（総則）

本約款は、株式会社パソナハートフル（以下、「当社」という）が発行する、当社が運営する店舗及び販売場所で利用可能なチケット（以下、「本券」という）に関して定める。

第2条（本券の発行）

1. 本券は、金券購入会社（本券を購入することができる当社のグループ会社をいう。）が購入した金額をもって次条第4号に定める使用可能金額とし、第4条に定める利用範囲において商品を購入することができる機能を有するものとして、当社が金券購入会社の役員その他当社が指定する対象の範囲の者に対して発行するものをいう。
2. 本券は、発行日から6ヶ月間を有効期限とし、有効期限を過ぎた本券は利用することができないものとする。

第3条（本券の表示事項）

本券には、次の事項を記載する。

1. 有効期限
2. 当社名
3. 金券購入会社
4. 使用可能金額または使用可能商品（商品名および数量）

第4条（利用範囲）

1. 本券は、別紙に定める当社が運営する店舗及び販売場所での商品購入（但し、本券に使用可能商品の記載がある場合には、記載されたものに限る。）に限り、商品購入の際に本券を呈示することで利用できるものとする。
2. 当社は、前項に定める別紙を予告なく変更することができるものとする。
3. 本券は、1回のお会計につき複数枚同時に利用することができる。
4. 本券（使用可能商品の記載があるものに限る。）は、記載された使用可能商品の在庫がない場合、利用することができないものとする。

第5条（払戻し・釣銭及び再発行）

1. 本券の払戻し及び返品はできないものとする。
2. 本券で支払いした際、該当の会計の購入金額が本券の使用可能金額（複数枚使用する場合は合計額）を下回り釣銭に相当する額が発生する場合でも、釣銭に相当する額を返却しないものとする。
3. 本券で支払いした際、該当の会計の購入金額が本券の使用可能金額（複数枚使用する場

合は合計額)を上回る場合、現金またはクレジットカード、その他の決済方法と併用し残額を支払うこととする。

4. 本券を毀損、破損、汚損、紛失、盗難または滅失した場合、当社は再発行その他一切の責任を負わないものとする。

第6条（変更・中止）

当社は、やむを得ない事由がある場合、本券の利用条件を変更または本券の利用の中止を行うことがある。

第7条（複製・転写の禁止）

1. 本券を複製、偽造、または変造することを禁じる。
2. 複製、偽造、または変造された本券は、利用することができないものとする。

第8条（管轄裁判所）

本券または本約款に関する訴訟については、訴額に応じ東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条（約款の変更）

1. 本約款は当社の判断において予告なく変更することができる。
2. 本約款を変更する場合、当社は新約款を当社Webページに掲示するものとし、新約款に記載された改正適用日以降のお取引においては、新約款が適用されるものとする。

以上

制定：2025年7月23日

別紙

チケット利用店舗

・アート村 SHOP・青山

住所：東京都港区南青山 3 丁目 1-30 PASONA SQUARE 2F

・アート村 SHOP・丸の内

住所：東京都千代田区丸の内 1-5-1 新丸ビル

2025 年 7 月 23 日現在